

いじめ防止に対する基本方針

北照高等学校

1. はじめに

本校は校訓「克己復礼」のもと、高校3年間で、社会に出るための素養を身につける準備期間ととらえ、授業・HR・クラブ活動や学校行事などの教育活動を通して、他者から信頼され、社会で通用する規範を身に付けると共に己の確立を目指している。そのために、全ての生徒が安全で安心できる学校生活をおくることができる学校作りに取り組む。

2. いじめ防止に対する基本理念

いじめは、人権侵害であり、暴力・金品の強要・誹謗中傷などのいじめの様態は犯罪行為であるという認識と、「いじめはどの生徒、どの学校でも起こりうる」「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはいじめられる側が悪い」「いじめられている生徒を守る」という共通理解の下、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る可能性があるとの考えを基本に指導にあたる。この考えに基づき、自校の生徒がいじめに関わることが無いように、全ての教職員が教育活動の中で生徒を尊重し、他者をいたわる心を養う指導を行う。

いじめの未然防止を図りつつ、生徒一人ひとりの些細な変化を感じ取る洞察力や感性を高め、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は解決に向けて、学校全体で組織的に適切かつ迅速な対応を心がける。必要に応じ専門機関との協力体制を作り、いじめを受けた側、いじめた側の生徒のケアまでをおこなう。

～いじめのない学校を目指して～

- ・いじめにつながる言動を しない させない 許さない
- ・助けを求める言動に 目と耳を傾け 手助けをする
- ・他者の気持ちを考え言動する心を育む
- ・多様性を認め合う集団を育む

3. 「いじめ」の定義

平成 25 年9月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき〔生徒などに対し、一定の人間関係にある他の生徒などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒などが心身の苦痛を感じているもの。〕とする。

◎具体的ないじめの様態には以下のようなものがある。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・上級生という優越的な立場を利用して、不当な物品購入等を強要する
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる など

◎重大事態とは次のような事態である。

- ・いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める。
- ・いじめにより、学校を相当の期間(目安として 30 日以上連続した欠席がある)欠席することを余儀されなくされている疑いがある事態。

4. 年間計画

月	取 り 組 み の 内 容
4	HR・学年集会・全校集会でいじめの無い学校作りを生徒、教職員の共通理解をはかる。 個人面談 校内巡視の実施 いじめ対応委員会(定例)
5	問題行動の調査 各学年集会 いじめ対応委員会(定例)
6	全校行事 いじめ対応委員会(定例)
7	問題行動の調査・球技大会・全校行事 各学年集会 いじめ対応委員会(定例)
8	HR・学年集会・全校集会でいじめの無い学校作りを生徒、教職員再認識する。 清掃活動 全校集会 いじめ対応委員会(定例)
9	問題行動の調査 学校祭 いじめ対応委員会(定例)
10	全校行事 各学年集会 いじめ対応委員会(定例)
11	見学旅行 いじめ対応委員会(定例)

12	球技大会 全校集会・問題行動の調査 いじめ対応委員会(定例)
1	HR・学年集会・全校集会でいじめの無い学校作りを生徒、教職員再認識する。 全校集会 いじめ対応委員会(定例)
2	入学試験 いじめ対応委員会(定例)
3	生徒、教職員にいじめについて1年間の総括としてのアンケートを行なう。 各学年集会 いじめ対応委員会(定例)

5. いじめ防止等のための組織

①いじめを未然防止し早期に発見するための日常の指導体制を次のとおりとする。

別紙1 日常の指導体制

②共有する情報の基準

- ・生徒間の人間関係に関する情報:生徒間でのトラブル、孤立、生徒間での不適切な言動や暴力、からかい等
- ・長期欠席者に関する情報:長期欠席に関する詳細情報、いじめの被害の可能性等
- ・教職員からの報告:生徒の様子に関する観察状況、生徒や保護者からの相談内容等
- ・生徒・保護者からの相談内容:いじめ等に関する訴え、友人関係やクラス内での問題に関する情報等
- ・アンケート結果等:いじめアンケートに関する集計結果や相談窓口に届いた相談内容等

③いじめの情報をキャッチした場合の解決に向けた組織的な対応を次のとおりとする。

別紙2 緊急時の組織的対応

6. いじめの防止

①基本的な考え方

いじめが起きにくい環境を作り、全ての教員が「いじめはどの生徒、どの学校でも起こりうる」という共通した認識を持ち、生徒1人1人と信頼できる関係作りや解りやすく規律ある授業作りを行ない、豊かな人間性や社会性を育てる。また、このような取り組みが成果を上げているかを生徒の言動の把握やアンケート、個人面談などで検証し継続的に取り組む。

②いじめ防止のための措置

- ・学級経営の充実
- ・解りやすい授業の検討
- ・教員の資質向上のための研修
- ・教職員による不適切な認識や言動によりいじめを助長する事がないように注意する

- ・学校行事による仲間意識を育む
- ・生徒会が主体となり、いじめの防止を訴える
- ・生徒にいじめについて学習する取り組みを行う
- ・生徒が相談しやすい環境の整備
- ・「チーム学校」として機能する組織作りを行う
- ・地域や保護者との連携を深め、協力体制を強化する

7. 早期発見

①基本的な考え方

日常の交流から生徒一人ひとりの些細な変化を感じ取る。また、生徒が相談しやすい環境を整備し、いじめの疑いがある場合は迅速に対処する。更に、いじめがあると知らせてくれた生徒の安全を最優先とする。

②いじめの早期発見のための措置

- ・SHR や休み時間、放課後など積極的に生徒との交流を図る。
- ・廊下や体育館、トイレ等での生徒の言動などの様子に目を配る。
- ・定期的な調査の実施
- ・個人面談の実施
- ・いじめの相談をする行為の正当性を周知する。
- ・定例の学年会議や職員会議において、生徒の情報を共有する。
- ・生徒指導と生徒相談、学年の連携を強化し、指導やフォロー体制を充実させる。
- ・いじめ対応委員会を定期的に行い(月1回以上)、生徒間の人間関係を総括し、いじめの予兆がないか検証する。また、長欠の生徒がいる場合は、その原因についても把握する。
- ・生徒や保護者が些細なことでも相談できる窓口(担任・養護教諭・SC)を設置する。
- ・開かれた学校づくりのため、情報の公開を行う。

③いじめ防止のための措置

- ・平素からいじめについての共通理解を図るため、生徒及び教職員に対して、「いじめとはどの生徒にも起こりうるものである」こと、「いじめは人権侵害であり、決して許されない」こと、「いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である」ことを基本認識として持たせる。
- ・いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てるため、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団作りを行う。
- ・いじめが生まれる背景を踏まえ、「安心して学ぶことができる環境を整えるため、授業規律を大切にする」指導、「分かりやすい授業作りを進めるため、少人数制のクラス内でグループワークを積極的に取り入れることや、研修として教員間の授業公開を行い、意見交換を通じて授業の工夫改善に努める」こと、「生徒一人ひとりが活躍できるよう、生徒会活動や部活動等に

よる生徒間の話し合いを活性化すること、「校内外研修におけるグループワーク等を通じて、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方について、教職員が互いに意見を言い合える環境作りに努める」こと、「いじめの背景にあるストレスを軽減できるような開かれた環境作りを心がけ、個々がストレスに適切に対処できる力を育む。具体的には、学校生活を通じて自己有用感や自己肯定感を感じられる指導を行う」ことに配慮する。

- ④自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事、部活動において生徒一人一人が自己の役割を認識し、責任を持って取り組む事ができるような指導を行う。
- ⑤生徒が主体的に考え、取り組む姿勢を養うことで、いじめについても自ら考え学ぶ姿勢を養う。具体的には、部活動や北照プロジェクトの授業等で主体的に考え取り組める環境を用意し、その中で校内外の様々な人々と交流する機会を設け、異なる人生観や価値観に触れ、問題の発見や解決の方法に自ら取り組むことができるようにする。

8. 「いじめ」に対する措置

①基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアと保護者との丁寧な対応を心がけ、安心して学校生活をおくることが出来るように再発の防止にも努める。そのためにもいじめの背景や原因、人間関係を把握し指導する。特に、心身に大きな危害を加えるような事象(暴力等)は速やかに制止させる。いじめを行った生徒も問題を抱えていることもあるので、背景を考慮しながらいじめ行為は多くの人を苦しめ、時には重大な事態となりかねないことを理解させ、後悔し、自発的に謝罪の気持ちに至る継続的な指導をする必要がある。このような対応を教職員の共通理解の下、組織的に行う。

②いじめ発見・通報を受けた時の対応

生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を最優先とし、「いじめ対応委員会」へ報告する。その後、「いじめ対応委員会」が中心となり、生徒や保護者の申し出た内容の有無を確認するために、当該生徒などから事実確認を行ない、「いじめ」行為が確認された場合は校長が理事長へ報告する。必要な場合は北海道総務部人事局学事課と相談する。

③いじめられた生徒又はその保護者への支援

「いじめはいじめる側が悪い」「いじめられている生徒を守る」という全教職員の共通理解の下、いじめ対応委員会が中心となって、いじめられた生徒の不安を取り除き、安心して教育を受けられる環境を整える。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し対応する。保護者に対しては、家庭訪問などにより迅速に事実関係を伝えると共に不安を解消できるような対策を計画する。

④いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という全教職員の共

通理解の下、いじめ対応委員会が中心となって、いじめを行った生徒も問題を抱えていることもあるので、背景を考慮しながらいじめ行為は多くの人を苦しめ、時には重大な事態となりかねないことを理解させ、後悔し、自発的に謝罪の気持ちに至る継続的な指導を行ない、いじめの再発を防止する。また、保護者に対しては、迅速に事実関係を伝え理解や連携を求め、今後の適切な対応が行える継続した協力体制を作る。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの場にいた、他の生徒に対してもいじめは許される行為ではない。という観点からいじめ防止の為に自分ができることを考えさせ反省を促す。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「教員や親などの大人に言いつける(チク)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題は無い」などの考え方は間違っていることを理解させ、どこで間違ってしまったのかを考えさせる。それと同時に、いじめられた生徒の立場になり、その辛さや悔しさ、更に、孤独感や孤立感を増していったことを理解させ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていくことができるように導く。

⑥関係機関との連携

いじめは学校だけで解決が困難な場合がある。情報交換だけでなく、一体な対応をとることが重要である。

- ・北海道総務部法人局学事課との連携：関係生徒への支援・指導、保護者への対応
- ・警察との連携：心身や財産移管する重大な被害が疑われる場合等
- ・福祉関係との連携：家庭での生活等に関する指導・助言
- ・医療機関との連携：精神保健に関する相談等

9. ネット上のいじめへの対応

①ネットいじめの予防

情報の授業やHRなどでSNSなどの使用マナーやリスクなどについて生徒に周知する一方保護者に対しても保護者会や紙面で理解ならびに協力を求める。

②ネットいじめへの対応

いじめの被害が発生した場合、ネット上の不適切な書き込み等については被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。また、必要な時は、プロバイダに対しても速やかに削除を要請したり、所轄の警察署に援助を求めたりする。

10. 重大事態への対応

重大事態と学校が判断した場合、理事会、北海道総務部法人局学事課に報告する。その際理事会は次の機能を十分発揮し、いじめ解決に向けて次のとおり指導・助言する。

- ・緊急理事会を開催し、事態の詳細を把握したうえで、対応方針を決定する。
- ・校内いじめ対応委員会や教職員に対し、具体的な対応方針を指示するとともに、適切に実施されているかを監督する。

・重大事態に関する情報を収集し、事態の背景や原因を分析するとともに、必要に応じて外部の専門家等と連携し幅広い視点から対応策を検討する。

・いじめの再発防止に向けた具体的な施策を策定し、学校全体での実施を指示する。

①委員会の設置

いじめ防止等の対策のため、校内にいじめ対応委員会を設置する。

・構成員 教頭 生活指導部 当該学年主任 養護教諭 教育相談担当者(SC 等)
その他関係職員

②委員会の役割

・いじめ防止に対する基本方針の作成

・校内研修の企画、立案、進行

・いじめの未然防止・早期発見に関する研究

・いじめが疑われる案件への対応

・年間計画の作成、実施

・年間計画の進行状況の確認、見直し

・各取り組みの見直し(PDCA サイクルの実践)

・いじめ防止基本方針の検証、見直し

平成26年3月28日 制定

令和 4年4月22日 改訂

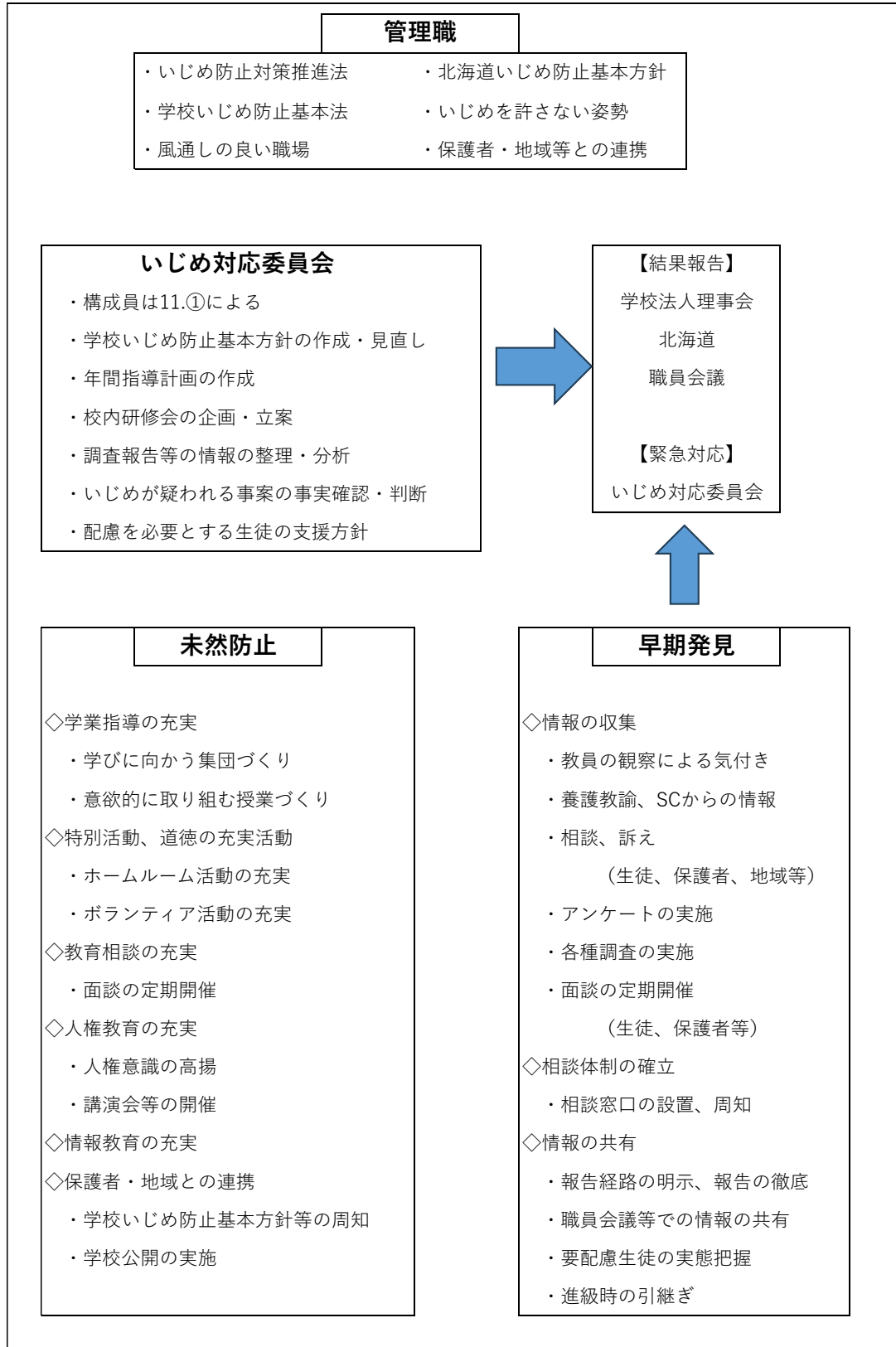
令和 5年4月 1日 改訂

令和 6年4月 1日 改訂

令和 8年4月 1日 改訂

日常の指導体制

(未然防止・早期発見)



緊急時の組織的対応

別紙2

(いじめへの対応)

いじめの情報キャッチ

- 校内いじめ対応委員会を招集する。
- いじめにあった生徒を徹底して守る。
- 見守り体制を整備する。

担任・学年主任
生徒活動部長

教頭

いじめ対応委員会

構成員は11.①による
報告・共通理解
調査方針・分担決定

招集・指導

校長

理事会

正確な実態把握

- 当事者双方、周囲の生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 報告・事実関係の把握 **(いじめの認知)**
- 関係教職員で情報を共有し、正確に把握する。
- いじめの全体像を把握する。

報告
共通理解

職員会議

指導体制・方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割を分担する。
- 関係機関との連携を図る。

【重大事態】

北海道

関係機関

- ・警察
- ・福祉関係
- ・医療関係

- ・誰が誰を
- ・いつ、どこで
- ・どのようないじめ
- ・動機、きっかけ
- ・いつ頃から

地域

- ・民生委員

保護者

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・被害・加害問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。

いじめ解決への指導・支援

- いじめられた生徒を徹底して守る。
- いじめた生徒に人権意識を持たせる。
- 加害者支援の観点から、加害者の課題にも目を向け、成長支援の視点を持つ。

継続指導・経過観察

- OSC等の活用も含めて心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図る。
- 誰もが大切にされる学級経営を行う。

日常の指導
体制の充実

収束

継続

対応継続

再発防止
未然防止活動

- ・いじめに係る行為が止んでいること
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒を徹底的に守り通すこと
- ・組織的に十分な見守り等の支援を続けること